

「芦屋市健診予約一元化システム」構築等業務委託に
係る公募型提案依頼書

芦屋市こども福祉部こども家庭室

こども家庭・保健センター

「芦屋市健診予約一元化システム」構築等業務委託 提案方式実施要領

1 提案依頼の概要

(1) 件名

本提案依頼書による業務委託の名称は、「「芦屋市健診予約一元化システム」構築等業務委託」（以下、「本業務」という。）とする。

(2) 本業務の目的及び依頼内容

芦屋市が実施している芦屋市国民健康保険加入者対象の特定健康診査、がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診等の受診対象者に対し、時間を問わず健診申込が可能な環境を提供し、健診の受診率の向上を図るとともに、健診申込に携わる市職員の事務負担を軽減し、保健事業の充実強化を図ることを目的とする。

(3) 実施形式

価格及び価格以外を総合的に評価し、決定する公募型提案方式とする。

(4) 公募型提案方式とした理由

本業務の目的及び依頼内容を実現できる最適な方法を予定金額の範囲内で実施すべく、指定した内容の条件を満たしたより良い提案を募るため、本提案依頼を行うこととした。

(5) 業務期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

(6) 予定金額（上限額）

本業務の予定金額（上限額）は、6,720,000円（税抜）であり、見積額がこの金額を超過した場合は失格とする。

※令和7年度予定金額（上限額）は2,240,000円（税抜）とする。

なお、令和8年度以降については、年度毎の予定金額（上限額）を提示できないが、本業務の価格についての評価は、予定期間内の保守費用を含めた全体費用を対象とする。

また、履行期間末日までは構築業務の範囲としてサービスの提供を行うものとし、別途サービス料は発生しないものとする。

2 提案手続

(1) スケジュール

提案手続に関するスケジュールは別紙のとおりとする。

(2) 参加意思表明書提出

「参加意思表明書」に所定の内容を記入、押印の上、参加意思表明書提出期限までに芦屋市こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センターへ提出すること。

辞退する場合は、「辞退届」に所定の内容を記入、押印の上、参加意思表明書提出期限までに芦屋市こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センターへ提出すること。

なお、やむを得ず参加を辞退した場合においても、今後の指名等への影響はないことを申し添えておく。

(3) 質問受付及び回答

質問受付期限までに、こども家庭・保健センター代表メール (kenkou@city.ashiya.lg.jp)宛に、別紙「質問回答票」にて送付すること。

本市が受けた質問および回答内容は、公平性、透明性を担保するため、その内容及び質問者の如何にかかわらず、電子メールで参加意思表明者全員に公表する。

(4) 企画提案書及び見積書等の提出

企画提案書及び見積書は、「企画提案書・見積書提出期限」までに「2(5) 提出場所」へ持参又は郵送の上、提出すること。

提出物及び提出部数等は、別紙「企画提案書作成要領」を参照すること。

(5) 提出場所

芦屋市こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター

(6) 問合せ先

芦屋市こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター

担当：西村

TEL：0797-31-1586

FAX：0797-31-1018

E-mail：kenkou@city.ashiya.lg.jp

(7) 最終結果通知

最終結果については、先に全ての提案者に電子メール又はFAXにより送付し、郵送する。また、通知送付後、芦屋市ホームページに1ヶ月間、審査結果を公表する。

3 評価方法

(1) 評価方法

受託者については、参加資格確認、事前審査、1次評価によって決定する。

提案内容の評価は、公正かつ厳正に実施する。

本業務の見積価格については、「1(6) 予定金額(上限額)」に記載している予定金額以内であること。

評価については、下表のとおりとする。

段階	種別	対象	評価者	概要
事前審査	・書類審査	企画提案書等提出者	専門委員会	提出書類等一式に漏れや不備がないかチェックする。
1次評価	・企業評価(書類審査) ・提案内容評価(面接審査) ・価格評価	事前審査通過者	専門委員会	提案内容のヒアリングに基づき評価する。 提案内容とヒアリング回答が異なる場合は、提案内容の得点に加算・減算とする。

(2) 配点

配点は下記のとおりとする。

評価基準については、別紙「評価基準表」のとおり。

- ① 1次評価の点数により、総合点で事業者を決定する。
- ② 配点は、企業評価1割(15点)、提案内容評価5割(75点)、価格評価4割(60点)とする。

(3) 参加資格確認

① 対象

参加意思表明書提出者

② 確認方法

参加資格条件と比較し、参加資格の有無を確認します。

(4) 事前審査

① 対象

企画提案書等提出者

② 評価方法

提出書類等一式に漏れや不備がないかチェックする。

(5) 1次評価

① 対象

事前審査通過者

② 評価方法

(ア) ヒアリングによる評価

提案内容について、本市からの質問形式で行う。

ヒアリングは9月17日（木）午前又は午後、各社45分程度を予定。

(イ) 価格評価

(6) 失格事項

以下に示す事項に該当した場合、審査結果を待たずに失格になる場合があるので留意すること。

- ① 「企画提案書・見積書提出期限」に遅れた場合
- ② 提出書類に不足があった場合又は本書で定める事項に違反した場合
- ③ 当該案件に関して、本実施要領に定める以外の方法により、本市の職員に直接又は間接を問わず連絡を行った場合
- ④ 「提案依頼交付開始日」から契約締結日までの間に、本市より指名停止等の措置を受けた場合
- ⑤ 別紙「評価基準表」にある項目の提案内容評価について、1項目でも最低評価を行った選考委員が過半数を占める場合、又は、全選考委員評価点の総合計が満点の60%未満である場合

4 その他

(1) 留意事項

- ① 委託契約は長期継続契約とし、契約期間は、契約締結日から令和11年3月31日までとする。但し、当該年度毎の予算の成立を条件とする。
- ② 提案書等提出を受けた資料は、提案者に返却しない。
- ③ 提出された提案書等の全ての資料を受理した後の加筆及び修正は認められない。
- ④ 最優秀提案者を本業務委託の契約交渉の相手方として確定する。ただし、最優秀提案者との協議の結果、契約内容の履行がされないおそれがある場合又はその他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を契約交渉の相手方とできる。

(2) 企画提案書等の取扱い

- ① 企画提案書等は、本提案方式の手続における契約の相手方の候補者選定業務以外の目的では使用しない。
- ② 企画提案書等の著作権については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、提出された企画提案書等について、芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）に基づく公開請求があった場合には、本市は同条例に基づき公開するものとする。また、本市が本提案方式の結果報告等に必要場合は、その内容を無償で使用及び公表することができるものとする。
- ③ 企画提案書等は、本提案方式による選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- ④ 契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、本市が必要と認める場合には、本市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一

部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

以 上

「芦屋市健診予約一元化システム」構築等業務委託

提案方式スケジュール

手 続	日 時
(1) 公表	令和7年8月4日（月）
(2) 質問受付期間	令和7年8月13日（水）17時まで
(3) 質問回答期限	令和7年8月22日（金）17時まで
(4) 参加意思表明書提出期限	令和7年8月28日（木）17時まで
(5) 参加資格の有無の通知	令和7年9月3日（水）12時以降
(6) 企画提案書・見積書提出期間	令和7年9月9日（火）17時まで
(7) 1次評価	令和7年9月17日（水） ※ ヒアリング実施順、予定時間は別途指定します。
(8) 最終結果通知	令和7年10月9日（木）12時以降
(9) 契約締結予定日	令和7年10月10日（金）

評価基準表

審査項目	評価項目	評価の視点 【提出書類】	指標	配点	
企業評価	企業能力	履行保証力	自己資本比率 【貸借対照表 (写)】	25%以上	1
		瑕疵担保力	損害賠償保険の加入状況 【企業賠償責任保険加入証 (写)】	5千万円以上	1
		業務実績	過去5年間における同種業務の実績 【履行実績届】	あり	1
		品質マネジメント	ISO9001の取得 【認証登録証明書 (写)】	取得	1
		環境マネジメント	ISO14001の取得 【認証登録証明書 (写)】	取得	1
		情報マネジメント	プライバシーマーク又はISO27001の取得 【プライバシーマーク登録証 (写) 又は認証登録証明書 (写)】	取得	1
		地域貢献度	営業の拠点	本店の所在地 【競争入札参加資格申請書により確認するため不要】	芦屋市内
	業務実績		本市と契約書を交わした直近の案件の業務実績(過去5年間に限る) 【契約書 (写)】	あり	1
	社会性	企業年金制度	企業年金制度導入 【企業年金制度導入に関する証明書 (写)】	導入	1
		障がい者雇用状況	障がい者の雇用状況 【障害者雇用状況報告書 (写)】	あり	1
		男女共同参画推進の取組	育児・介護休業、子供を持つ従業員向け時短制度又は中途退職女性復帰制度等の導入 【各事業者の制度概要 (写)】	あり	1

	女性活躍推進の取組	えるぼし認定の取得 【基準適合一般事業主認定通知書(写)】	取得	1
	子育てサポートの取組	くるみん認定の取得 【基準適合一般事業主認定通知書(写)】	取得	1
	若者雇用促進の取組	ユースエール認定の取得 【基準適合事業主認定通知書(写)】	取得	1
小 計				15
提案内容評価	市民の利便性	市民が入力しやすく、分かりやすい画面デザインの構成となっているか		10
		予約内容の確認、メール通知、リマインド等、市民の利便性が図られているか		10
		受診率向上に結びつくような工夫がされているシステムとなっているか		10
	管理業務の効率性	申込書・Web・電話からの申込受付状況を一元管理できる仕組みとなっている		10
		職員による代理予約など、内部管理がしやすい工夫がされているか		10
	管理業務の正確性	重複申込や受診不可の申込等誤った申込受付を防ぎ、正確性を確保できるシステムとなっているか		10
	他システムとの連携	個人データ、資格データ、受診歴データ等を他システムからの取込などが可能となっているか		5
	実施体制	システム開発及びシステム稼働後のサポート体制が整っているか		5
	危機管理体制	危機管理、個人情報の保護等の体制が整っているか		5

小 計			75
価格評価	コスト削減努力	見積金額による評価 価格点＝配点×（1－（見積価格÷予定金額））	60
総 計			150

公募型提案方式参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (2) 令和6・7年度芦屋市物件等競争入札参加資格を有すること。
- (3) 現に、又は契約締結日までに、本市の定める競争入札に係る指名停止基準（昭和61年芦屋市基準）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 芦屋市暴力団排除条例及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）、廃止前の和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）がなされていないこと。